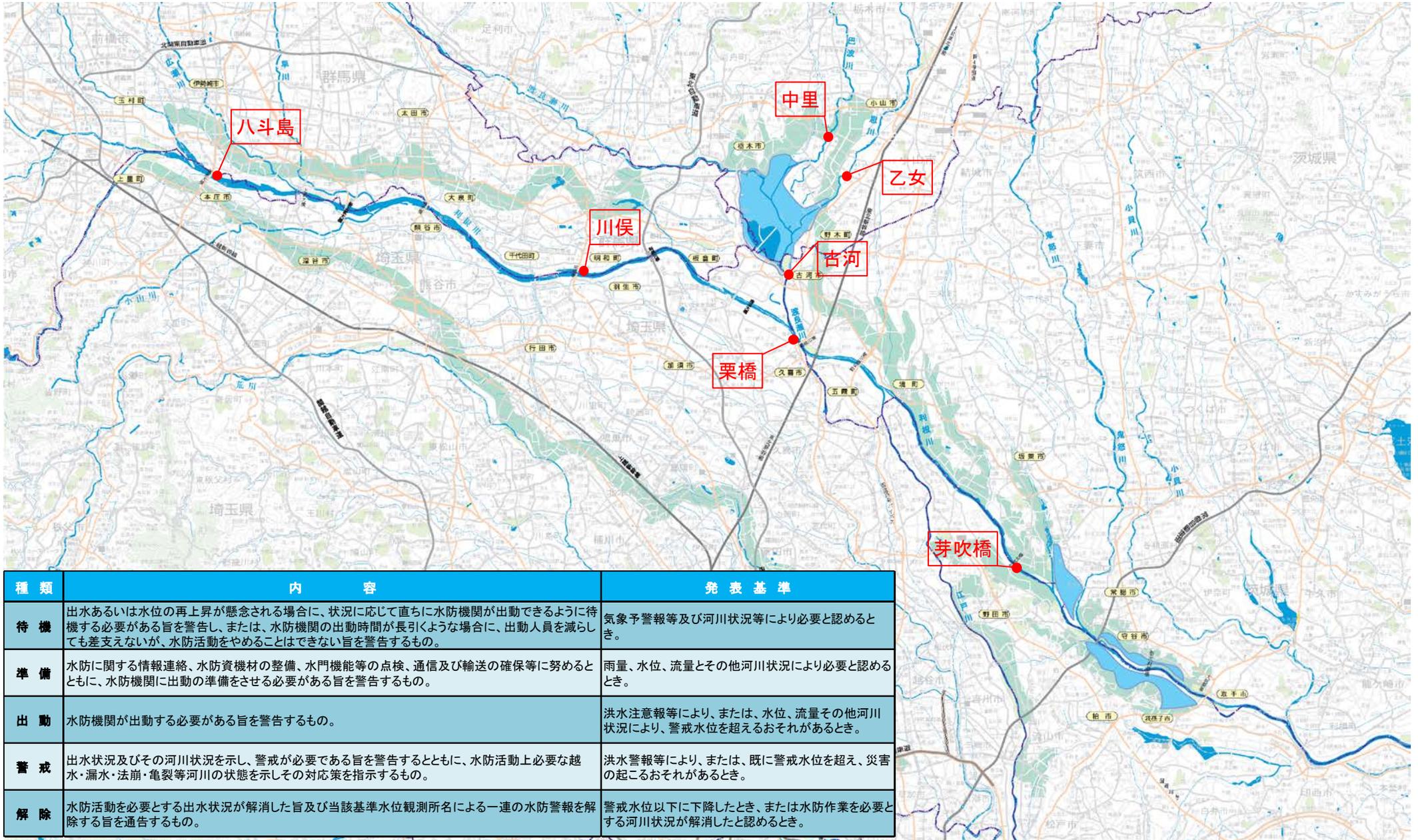


## 水防警報発令状況

基準観測所	待機	準備	出動	待機	解除
<b>八斗島</b> (群馬県伊勢崎市)	—	—	—	—	—
<b>川俣</b> (群馬県明和町)	—	—	—	—	—
<b>栗橋</b> (埼玉県栗橋町)	—	—	—	—	—
<b>芽吹橋</b> (千葉県野田市)	—	—	—	—	—
<b>古河</b> (茨城県古河市)	6月9日 04:00	—	—	—	6月9日 17:20
<b>乙女</b> (栃木県小山市乙女)	6月8日 21:40	—	6月9日 02:50	6月9日 17:20	—
<b>中里</b> (栃木県小山市中里)	6月8日 20:40	6月8日 21:30	6月8日 21:50	—	6月9日 11:40

※水防警報とは、水防法（16条1及び2項）に基づき河川管理者が洪水時の河川水位の状態により発表する警報のこと。  
水防警報は、その区間およびその区間を代表する水防警報基準点を定めて、水位等の状況に応じて発表されます。

# 利根川上流河川事務所管内 水位観測所(基準観測所)



種類	内 容	発表基準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、または、水位、流量その他河川状況により、警戒水位を超えるおそれがあるとき。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、または、既に警戒水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	警戒水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地図上の観測所名をクリックすると水位変化グラフが見られます。